

山口県土木業務・工事におけるBIM/CIMに関する実施方針

1 BIM/CIM 適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、土木業務・工事に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

2 BIM/CIM 適用の対象範囲

道路事業、街路事業、砂防事業、河川事業、及び、港湾事業において、以下に示す業務・工事に該当するものを対象とする。

- ・山口県業務委託共通仕様書に基づき実施する設計・測量業務
- ・BIM/CIM を適用した業務に基づき実施する土木工事

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事を除く。
なお、これによらず対象以外の業務・工事においても積極的な導入を推進する。

3 3次元モデルの活用

業務・工事ごとに発注者が3次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受注者が3次元モデルを作成し、受発注者で活用するものとする。実施にあたっては、受発注者間で活用内容及び3次元モデルの詳細な作成内容（作成範囲・詳細度・属性情報等）を協議する。活用内容については、別紙1「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定する。3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

義務項目については、原則として全ての詳細設計（実施設計含む）及び工事において活用する。ただし、工事における義務項目は設計等の前段階で3次元モデルを作成していることを前提としたものであり、前段階で3次元モデルを作成していない場合は活用しなくてもよい。

推奨項目については、業務・工事の特性に応じて活用する。特に、大規模な業務・工事及び条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。

なお、設計図書は3次元設計を原則としたいところではあるが、現時点においては3次元設計が標準化されていないことを鑑み、2次元図面とすること。

4 後工程におけるデータ活用について

3次元モデルを活用した事業の効率化、高度化については取り組みが進められているところであるが、属性情報等のデータについては十分に活用できていない。属性情報を活用した積算や、設計データの後工程での効率的な活用を進めること。

5 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務・工事においては、活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積により計上する。

なお、実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務・工事において発注者が必要と認めるものに限り、費用計上の対象とする。

6 データの共有

業務・工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明し、受注者が希望する参考資料（電子データを含む）を貸与する。

データの共有はオンライン電子納品システム「My City Construction」を使用する。

また、3次元データ及びCAD図面の取扱いは下記の通りとする。

- (1) 3次元点群データのファイル形式はRGBを付与したLASまたはLAZとし、設定は「公開」とする。
- (2) 3次元モデルのファイル形式はJ-LandXML・IFCとし、設定は「公開」とする。
- (3) CAD図面のファイル形式はSXF（SFC）とする。

7 適用時期

令和8年4月1日以降入札公告または指名通知を行う業務・工事から適用する。

8 その他

詳細は、[国土交通省 BIM/CIM 関連基準要領等](#)を参照すること。

附則

この実施方針は、令和7年4月1日をもって施行する。

附則

この実施方針は、令和8年4月1日をもって施行する。